

『就実教育実践研究』第15巻 抜刷
就実教育実践研究センター 2022年3月31日 発行

知的障害者アートの現状と課題に関する一考察

— 障害者福祉の支援者の視点から —

**A Study on the Current Situation and Issues of Art Created by People with
Intellectual Disabilities**

— From Supporter of the Perspective of Welfare for People with Disabilities —

土 田 耕 司

知的障害者アートの現状と課題に関する一考察

— 障害者福祉の支援者の視点から —

土田耕司（幼児教育学科）

A Study on the Current Situation and Issues of Art Created by People with Intellectual Disabilities

— From Supporter of the Perspective of Welfare for People with Disabilities —

TODA Koji

抄録

知的障害者のアートは、「アール・ブリュット」という名称が用いられて新しい美術分野であるかのように興味関心をもたれている。しかし、知的障害者アートの創作活動と創作作品を取り巻く背景には、知的障害者への福祉支援の実践と無関係ではない。そこには、知的障害者と彼らの作品を支える人たちの存在がある。その支援する人たちには、①知的障害者が作品を制作する過程に意義と価値を見出す人たち、②知的障害者の福祉理念のために活動する人たち、③知的障害者の自立と社会経済活動に役立てようとする人たちの、主に3つのパタンの人たちがある。どの人たちも、知的障害者アートを知的障害者の福祉の実現の一つとして考え、それぞれの立場で信念をもって活動をしている。

しかし、あまりにも「アール・ブリュット」として知的障害者アートが社会で有名になったことから、これを利用して自らが恩恵に預かろうとする人たちの存在があることも危惧される。そこには、知的障害者福祉の実践の本質が薄らいでいるのではないだろうか。

キーワード

アール・ブリュット 知的障害者アート 知的障害者福祉 就労支援 ソーシャルアクション

I, はじめに（背景と目的）

近年わが国では、知的障害のある人たちの美術作品に関心が高まっている。この背景には、滋賀県で2004年に開設された障害者アートの美術館「ボーダレス・アートミュージアムNO-MA」が果たした役割は大きかったといえる。

この「ボーダレス・アートミュージアムNO-MA」の働きかけで、2006年-2008年にスイスのローザンヌ市で世界最大級の障害者アートのコレクション「アール・ブリュット・コレクション」と連携した企画展「JAPON」の成功をさせて、2010年2月-2011年1月にはパリ市立美術館において63名の日本人作家による大規模企画展「アール・ブリュット・ジャ

ポネ展」を開催し12万人を超える来場者を魅了した。この展覧会が終わるとすぐに、日本国内各地で凱旋展覧会を盛大に開催した。この展覧会の反響は大きく、マスコミなどで頻繁に取り上げられ知的障害者アートが称賛されることとなった。¹⁾

「アール・ブリュット」とは、フランス語で正規の専門的な美術教育を受けていない人々による芸術として美術の一つの分野を指す言葉で、日本語では「生の芸術」と訳される²⁾。しかし、この展覧会名にある「アール・ブリュット」の名称が、わが国では障害者アートを表すかようになっていき、特に知的障害のある作家による美術活動や美術作品を「アール・ブリュット」であるかのような印象が持たれていった。美術界での「アール・ブリュット」は、障害者アートを指している言葉ではない³⁾。しかし、この「アール・ブリュット」という言葉の効果によって、知的障害者アートへの興味関心が高まったことも否定できない事実である。

そこで本論文においては、今日の知的障害者アートの創作活動と創作作品を取り巻く現状について精査し、今後の知的障害者アートが抱え持つ課題について知的障害者福祉の支援者の視点を交えて考察を持ちたい。

II、知的障害者アートの経緯

1、以前から認知されていた

知的障害者アートの中には、障害の特性ゆえに特異的な才能を発揮し個性的で優れた芸術作品が存在することを、わが国では多くの人たちが知っていた。そこには、山下清(1922-1971)という稀代の芸術家の存在があった。

戦前に心理学者の戸川行男(1903-1992)は、心理学の研究で知的障害児養護施設八幡学園に出入りしていた時に入所していた山下の絵の才能を発見している。その時、戸川は山下に心理的検査と美術的検査をしている。心理学者である戸川にとっては知的障害や自閉症スペクトラム症などの発達障害などのある人に優れた能力、偉才を持ち得ているサヴァン症候群^{注1)}について知っていたと考えることができるであろう。^{4.5)}

この八幡学園で戸川は山下以外にも数名の芸術的に優れた能力を持っている者を見ている。そして、この人たちの展覧会を八幡学園だけでなく他の知的障害児施設の滝乃川学園とカルナ学園からも出品し開催している⁶⁾。1930年代には、戸川たちによって知的障害児の作品を「特異児童」の作品として世に問う展覧会「特異児童作品展」が開催されている。この展覧会の中心的テーマに障害者の「能力」への関心が、社会一般に定着していた「天才狂人説」や、「狂人の絵画」といった通俗的好奇心を継承し土台としていたと考えられている⁷⁾。

その後、戦後になり精神科医の式場隆三郎(1898-1965)が、山下の後見人的存在となり山下とその作品を世に送り出した。式場は、ある意味での画家山下清のプロデューサー的存在であり、山下清ブームの立役者でもあったともいえる⁶⁾。有名な画家山下清の影響もあり、サヴァン症候群については知らないが、知的障害者の中には優れた芸術的才能を持つ

た人たちが存在しているということを、漠然と社会は認知していたと考えることができる。

2. 知的障害者への創作活動の支援

知的障害者の創作活動は、戦前から行われている。それは、現在の特別支援教育や心理学などの研究の一環として実践されていた。

戦後になって「身体障害者福祉法」による障害者施設や「児童福祉法」による知的障害児施設などが開設され、国内各地の施設で知的障害児者などへの支援活動として創作活動が盛んに行われるようになった。1946年に開設した滋賀県の近江学園では、知的障害児者の創作活動の一環で陶芸用の粘土を使った造形活動に取り組まれていた。知的障害児の療育を熱心に行っていた糸賀一雄（1914-1968）や田村一二（1909-1995）が近江学園や一麦寮で実践していた知的障害児に粘土を使った造形活動は、表現する子どもたちの価値判断を重視するという造形理念のもと教育支援の一環として実践されていた⁸⁾。同じような知的障害者への創作活動は、国内の多くの施設などで療育活動や余暇活動の一環として絵画や陶芸、張り絵、手芸などが取り入れられている。この創作活動から優れた作品が少なからず生まれており、それらの優れた作品を社会に広く知ってもらうべく展示会なども開催されている⁹⁾。

さらに、1960年に知的障害者を対象とした「精神薄弱者福祉法（現・知的障害者福祉法）」が施行され、国内各地に精神薄弱者更生施設や精神薄弱者授産施設が多く開設されるに至った。特に授産施設では就業能力の限られている者に対して、就労または技能修得のために必要な機会や便宜を与える目的とし授産作業がおこなわれおり、従来の創作活動から発展して木工工作、陶芸、パッチワーク、さおり織などの創作活動が授産工賃を得るための手段として取り入れられていった。

3. 知的障害者福祉制度の改革から

1990年代の後半から、社会福祉のあり方に関する検討が行われ社会福祉基礎構造改革として「自立」および「自立支援」を根幹とした「利用者の立場に立った社会福祉制度」および「福祉サービスの充実」を2本の柱とした制度、施策の改革が打ち出された。それは、社会福祉サービスの単なる改良や充実ではなく、その名の示す通り戦後の社会福祉を担っていた社会福祉サービスを提供する基礎部分を改革することに意図があった。すなわち、「措置制度を契約による利用制度に変える」という社会福祉サービスの供給方法を変えるものであり、基礎構造改革の本質はその一点に尽きる。そして、従来から保護されていた社会福祉サービス事業に営利企業の参入を認め、競争原理の導入が取り入れられていった。¹⁰⁾

この社会福祉基礎構造改革を受けて、障害者福祉施策も変わっていった。2003年には「支援費制度」の導入により、従来の「措置制度」が大きく転換された。2006年に施行された「障害者自立支援法」は、種別ごとに縦割りにされていた障害者福祉制度を全面的に見直し、自立支援の観点から一元的なサービス提供システムを規定した。そして、2013年に「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害

者総合支援法)」に改定され、障害者の地域社会における共生の実現に向けた障害者の自立を総合的に支援する施策が拡充され、就労や社会経済活動の参加の促進がより積極的に取り入れられることとなっていった。これら変革の流れは、知的障害者アートのあり方にも変化と今後にも多様性をもたらすこととなっていく。

Ⅲ 社会の動きと知的障害者アートへ

障害者への支援施設などが、それぞれ独自に目的をもって実践されていた知的障害者アートの活動は、2000年代になると国によって障害者の文化芸術活動の推進に向けた取り組みが積極的に行われるようになり、これまで実践されていた知的障害者アートはその流れの中に取り込まれていった。

2007年には文部科学省と厚生労働省による「障害者アート推進のための懇談会」が開催され、とりわけ美術を中心に推進されている。その後、2013年には文化庁と厚生労働省による「障害者の芸術活動への支援を推進するための懇談会」が開催され、障害者の芸術活動の支援をより一層の推進をしていくために「裾野を広げる」こと、「優れた才能を伸ばす」ことを踏まえた仕組み作りを行うことが支援の方向性として重要であると位置づけられた¹¹⁾。

さらに、2015年には、同じく文化庁・厚生労働省による「2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた障害者の芸術文化振興に関する懇談会」が設置され、スポーツの祭典と同時にわが国の文化を発信するための一環として、障害者の芸術文化を振興する具体的な取り組みが検討され、オリンピック・パラリンピックの開催を意識した障害者アートを支援する動きが活発化していった。そして、2017年には障害者アートへの支援施策の一つとして新たに「障害者芸術文化活動普及支援事業」がスタートし、2018年には「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行され法整備がなされるに至った。

一方民間レベルでは、公益財団法人日本財団^{注2)}の果たした役割は大きかったといえる。特に知的障害者アートに関しては、2011年から「アール・ブリュット支援事業」^{注3)}として、国内各地で「アール・ブリュット・ジャポネ展」の日本での凱旋展覧会の開催などに資金面をはじめとして広く支援している。また、障害者支援施設などで障害者が制作したアート作品を地域の中で身近に触れられる福祉と美術の融合する場所とし全国に5館^{注4)}のアール・ブリュット美術館が整備され、さらに美術館を中心とした街全体のコミュニティデザインにまで整備し、障害者アートのイメージ作りに取り組んでいる。これらの美術館が短期間で開設できた背景には、長きにわたり知的障害者アートの活動を地道に実践していた地域の障害者支援施設などの存在があったことは当然であり、これらの協力が大きかったことはいうに及ばない。

このような知的障害者アートを支援する環境の変化は、当事者や今まで地道に創作活動を支えていた関係者たちにとっては急激過ぎる変化でもあったともいえる。また、知的障害者アートの今後には、転換すべき機会が与えられたことでもあった。

IV 知的障害者アート作品の周囲にいる人たち

1. 知的障害者アートの制作過程

ここまでの経緯から、知的障害者アートの創作活動はどのような行われているのか整理する必要がある。①余暇活動、レクリエーション活動での創作活動。②特別支援教育や治療訓練を目的として行われる創作活動。③就労支援や作業支援の一環で経済活動としての創作活動。この3つに大きく分けることができる。

これらの創作活動で完成した作品の中には、芸術性の高い評価を受けている作品も少なからず存在している。高い評価を受けている作品の多くは、①余暇活動、レクリエーション活動での創作活動からみられる。それは、自由な発想で創作活動が行われることによって、秘められていた素晴らしい能力を持っていた人たちが才能をそのまま発揮することができる環境が与えられていたからであろう。知的障害を持つ作者には、日々の生活の中での個人の趣味や余暇活動の範疇で自由に制作活動をすることから秘めた才能が発揮されると考えられる¹²⁾。

知的障害者のアートとは、一方では完成した作品よりもその制作過程に価値があるのではないだろうか。このことを、滋賀県の近江学園や一麦寮で知的障害者の創作活動に半世紀以上の長年に渡って携わってきた吉永太市¹³⁾ (1931-) は本人の実践経験から、「一般には活動の成果が求められるが、知的障害者の創作活動にとって成果はほとんど問題ではなく、何の制約もない中で自立して活動に熱中すること、自由の思いのまま活動できることにのみに興味があり、制作する行為そのものに生命を燃焼させ、作品は活動の中でできてしまったものでしかない。」と完成した作品よりも、その制作過程に意義があると述べている。

知的障害者アートとは、作品が誕生する過程において知的障害者支援の福祉的な意義があるのではないか。その延長にある完成した美術品は、美術的な出来栄の評価や経済的な価値などは必要なことではない。知的障害を持つ作者が、制作に傾けた時間とその活動行為の中に作者のアイデンティティと存在の意義が力強く伝わってくることに価値が見出されるのではないか。知的障害者アートの創作活動の周囲には、知的障害者が作品を制作する過程に大きな意義と価値を見出す人たちがいる。

2. 知的障害者アートとソーシャルアクション

アール・ブリュットという名称が使われる以前、わが国ではエイブル・アートとボードレス・アートの名称が知的障害者アートに頻繁に使われていた。

エイブル・アートは、奈良市で障害者の支援事業を行っている団体「たんぼぼの家」の理事長である播磨靖夫 (1942-) が1990年代にエイブル・アートという語を提唱した。これは「Able Art (=可能性の芸術)」という造語を当てたもので、新しい視座で「障害者アート」を見直す作業であり、エイブル・アートは芸術運動であると唱えている。その活動として、数多くの展覧会などを開催し障害者の創作作品を紹介している。¹⁴⁾

次にボードレス・アートとは、2004年に滋賀県近江八幡市に社会福祉法人滋賀県社会福

社事業団（現・社会福祉法人グロー）によって障害者による美術作品の展示を目的とした日本初の美術館「ボーダレス・アートギャラリー NO-MA（現・ボーダレス・アートミュージアム NO-MA）」が開館され、絵本作家のはたよしこ（1949-）によって「障害者と健常者」をはじめとするさまざまなボーダー（境界）を超えていく実践を試みていくとの意味でボーダレス・アートの名称が用いられた¹⁵⁾。

この二つの名称に共通する点は、障害者アートを特別視することではない。エイブル・アートもボーダレス・アートも障害者福祉の現場から起こっている名称である。日々、知的障害者への支援をしている者の中には、障害の特性ゆえに、特異的な才能を発揮し個性的で優れた芸術作品が存在することも知っていたし、その作品が知的障害者施設の中には少なからず保管されていたことも知っていたと考えられる。これらの作品を多くの人に知ってもらうことから、知的障害者福祉への理解と啓蒙活動を図ろうとしたのではないかと考えられる。

このことは、「ボーダレス・アートミュージアムNO-MA」の運営の中心人物であり、パリ市立美術館で大規模企画展「アール・ブリュット・ジャポネ展」を企画した一人であった北岡賢剛（1958-）¹⁶⁾が、「わが国のアール・ブリュットは日本の障害者が豊かになったらいいと思って始めた。」と述べており、これが本心であろう。北岡らにとって、社会福祉に携わる者として知的障害者アートは、知的障害者福祉のための手段の一つでしかなかった。

エイブル・アートもボーダレス・アートもその根底は知的障害者福祉の実現に向けたソーシャルアクションであり、エイブル・アートでもボーダレス・アートでも、またアール・ブリュットであろうが、その名称は些細なことではない。そこには、知的障害者アートが社会変革運動の手段の一つとして、自らの理念を持って活動する人たちがいる。

3. 知的障害者アートとビジネス

知的障害者アートに「アール・ブリュット」という名称が用いられた影響は大きかった。知的障害者アートがいつの間にか「アール・ブリュット」という名称に置き換わり、知的障害者の制作した作品に経済的な価値を高める役割を果たした。同じ作者の同じ作品を、知的障害者が描いた絵画というよりも「アール・ブリュット」作品といわれれば、それだけ高価で新しいジャンルの芸術作品のように思われた。

ちょうどその頃、障害者福祉施策の変革も重なり、障害者の社会経済活動への参加がより推進され、就労の機会が広まっていった。これら変革の流れの中で知的障害者の創作活動が、福祉施設での就労支援として創作活動が経済活動の手段として取り入れられ、芸術的な能力や才能を持つ一部の知的障害者が雑貨などに芸術性を盛り込んだ商品生産へと向かう結果となっている¹⁷⁾。その商品に価値を付けるために、知的障害者の創作作品を「アール・ブリュット」という名称を用いて販売や広告手段に利用されたことは当然の成り行きであった。

このことを吉永¹³⁾は、「アール・ブリュットとあって、障害者の作品を選別し、作品を

売り買いされることが盛んにおこなわれている。施設の中には売る事を目的に、障害者を作家に仕立てて、活動に当たらせているところがある。売れるような作品を作らねばならないという要請のある中で、障害者の自由な表現活動が可能なのか疑問である。」と痛烈な批判をしている。

その一方では、アール・ブリュットの市場効果は、知的障害者に仕事と働く場所を新しく作り出していることも事実である¹⁸⁾。福祉施設中には、「障害者総合支援法」に基づく自立支援給付における就労支援として知的障害者アートを取り入れていったところも少なくない。また、芸術的な才能をもっている知的障害者をアーティスト社員とし正社員として採用し、アート作品の制作やデザインに従事させている会社もできている。

知的障害者アートを知的障害者の就労を実現するための手段として用いることで、知的障害者の自立と社会経済活動に役立てようとする人たちがいる。

V おわりに（知的障害者アートを支える人たち）

知的障害者アートに関心が寄せられることによって、知的障害者アートを取り巻く環境は大きく変わってきている。その環境の一つには、知的障害者アートを制作する知的障害者アーティストと、彼らとその作品を支える人たちの存在である。本研究を進める中で、そのような多くの人たちと出会い、その想いや考えに触れる機会が得られたことは貴重なことであった。

その障害者アーティストとその作品を支える人たちには、3つのパタンに分類することができる。「①知的障害者が作品を制作する過程に意義と価値を見出す人たち」、「②知的障害者の福祉理念のために活動する人たち」、「③知的障害者の自立と社会経済活動に役立てようとする人たち」である。複数のパタンを兼ね備えている人たちも当然いる。

いずれのパタンの人たちであったとして、その根底には知的障害を持つ人たちにとって「あたりまえの」生活を送る権利と、その生活を支える社会構築を目指し、社会に向かって自らの熱意と信念をもって活動している。そして、彼らは自らが表舞台に立ってはならないことも承知している。表舞台に出てしまうことは、自分たちの活動が台無しになってしまうことも心得ている。このような人たちがいることによって、知的障害者アートは成り立っているし、多くの人々を魅了し感動を与えていることを知っておきたい。

知的障害者アートの作品を「アール・ブリュット」であるとかそうでないとか、美術界の一部の評論家が真面目に議論していることに、彼らには全く興味がない。彼らが興味を持っているのは、知的障害者アートではなく作品を制作している人の「魂」が、その制作された作品に受け継がれて「力」となり、さまざまな方法で社会に発信することでしかない。そこに、彼らの喜びと満足感があり、原動力となっている。

最後に、知的障害者アーティストとその作品を支える3つのパタンの人たちについて提言してきた。しかし、最近では4つ目のパタンの人たちの存在がみえてきた。その背景には、「アール・ブリュット」と知的障害アートのもてはやされることによって、それを利

用し自らが恩恵に預かろうとする人たちである。そこには、知的障害者アートにひたむきに取り組んでいる知的障害者の存在は見えてこない。これらの人たちには、2つの性質があり、前者は知的障害者アートを自らの営利目的の道具とする人たちである。言い換えれば、知的障害者アートを売買して金儲けをする人たちである。その過程で、制作する知的障害者の作家の人たちにも多少の恩恵が得られるのならば許されることでもある。

一方後者は、知的障害者アートを自らの名誉や権力を得るための道具や手段として利用する人たちである。この人たちからは、一向に知的障害者の存在の意義は見えてこない。この人たちから知的障害者アートを守っていかなければならない。なぜならば、知的障害者アートやそれを支えている人たちの目指す方向と真逆であるからだ。

謝辞 本研究はJSPS科研費 JP20K00264k の助成を受けたものである。本研究にあたり協力を受けた知的障害者アートの支援者の方々に、記して感謝の意を表する。

注

注1) サヴァン症候群とは、精神障害や知能障害を持ちながら、ごく特定の分野に突出した能力を発揮する人や症状をいう。

注2) 公益財団法人日本財団は、公営競技の一つである競艇（ボートレース）の収益金をもとに、海洋船舶関連事業の支援や公益・福祉事業、国際協力事業を主に行なっている公益財団法人である。

注3) 「アール・ブリュット支援事業」は、現在「日本財団 DIVERSITY IN THE ARTS」として障害者アートだけではなく多様な個性に寛容なインクルーシブな社会の実現を目指した「障害者と芸術文化」の領域への支援を行っている。

注4) 2004年開設の滋賀県近江八幡市に「ボーダレス・アートミュージアムNO-MA」。2011年開設の高知県高知市に「藁工ミュージアム」。2012年開設の広島県福山市に「鞆の津ミュージアム」、京都府福知山市に「みずのき美術館」。2014年開設の福島県猪苗代町に「はじまりの美術館」に開設資金や運営資金の援助をしている。

引用・参考文献

- 1) ART BRUT JAPONAIS ホームページ
<http://www.art-brut.jp/download.html> (2021.11.18 閲覧)
- 2) 嘉納礼奈, 保坂健二郎監修, 2013, 『アール・ブリュット アート 日本』, pp56-75, 平凡社, 東京
- 3) 服部正, 2018, 障がい者アートとしての和製アール・ブリュット, 民族藝術Vol.34, pp101-107
- 4) 鈴木七沖・高関進, 2000, 『山下清のすべて』, サンマーク出版, 東京
三頭谷鷹史, 2008, 『宿命の画天使たち 山下清・沼祐一・他』美学出版, 東京

- 5) 日下部行洋編集, 2012, 『太陽の地図帖013山下清の放浪地図』, 平凡社, 東京
- 6) 三頭谷鷹史, 2008, 『宿命の画天使たち 山下清・沼祐一・他』美学出版, 東京
- 7) 大内郁, 2010, 昭和10年代「特異児童作品展」と同時代の「能力」言説-試論, 千葉大学人文社会科学研究所 No.21, pp62-74
- 8) 前田洋和・新開伸也, 2019, 障害者福祉における田村一二の造形教育の理念:「過程の意義」に着目して, 美術教育2019(303), pp 8-15
- 9) 吉永太市, 2015, 『遊戯焼 生の象形 一麦寮の足跡から』, 田村一二記念館, 滋賀
- 10) 浅井春夫, 1999, 『社会福祉基礎構造改革でどうなる日本の福祉』, 日本評論社, 東京
- 11) 障害者アート推進のための懇談会, 2008, 『障害者アート推進の懇談会～ぬくもりのある日本、みんなが隠れた才能をもっている～』, 政府刊行物
- 12) 吉永太市, 2019, 『遊戯(ゆげ)アートを考える (アール・ブリュット活動の違いについて)』, 田村一二記念館, 滋賀
- 13) 吉永太市, 2020, 『知的障害児(者)の造形活動』, 田村一二記念館, 滋賀
- 14) 一般財団法人たんぼぼの家 ホームページ
<http://tanpoponoye.org/foundation/> (2021.11.18 閲覧)
- 15) ボーダレス・アートミュージアムNO-MA, 2014, 『ボーダレス・アートミュージアムNO-MA 10年の軌跡 -境界から立ち上がる福祉とアート-』, 社会福祉法人グロー, 滋賀
- 16) 北岡賢剛・岡山慶子対談, 2019, アール・ブリュットは美術界に刺激を与え, 福祉に新しい風を起こした, 社会保険 70(11), pp25-27
- 17) 服部正, 2008, アウトサイダー・アートと障害者自立支援法, 兵庫県立美術館研究紀要(2), pp14-23
- 18) 楠田弥恵, 2017, アート分野に進出する知的障害者-ギャラリーの支援と市場開拓-, 横浜市立大学論叢社会学系列 Vol.68 No.3, pp169-191,